

かながわりょく たか まな ば きょうどう しん
神奈川力を高める学びの場づくりと協働の新モデル

NGOかながわこくさいきょうりょくかいぎ だい き さいしゅうほうこくしょ
NGOかながわ国際協力会議（第5期）最終報告書

2008（平成20）年10月

ねん がつ にち
2008年10月17日

かながわけん ち じ まつざわしげふみ
神奈川県知事 松沢成文 様

こくさいきょうりょくかいぎ
NGO かながわ国際協力会議
いしんちやう やまなか えつこ
委員長 山中 悦子

こくさいきょうりょくかいぎ だい き さいしゅうほうこく
NGO かながわ国際協力会議（第5期）最終報告について

ことし がつ だい かい かりはつかいぎ よこはまし がつ とうやこちやう
今年（2008年）は5月に第4回アフリカ開発会議（TICAD）が横浜市で、7月にG8サミットが洞爺湖町で
かいさい
開催されました。これらの会議は神奈川県内においても多くの県民が国際社会におけるさまざまな
かだい し かいけつ じぶん じぶん なに かんが きかい ていきやう かだい
課題を知り、その解決のために自分には何かを考える機会を提供しました。課題のなか
でアフリカをはじめとする世界各地の深刻な貧困・開発問題、食糧危機などに焦点が当てられたこと
は、私（わたし）たち NGO にとって、それぞれが取り組む活動の重要性を再認識する機会となりました。今私
たち NGO は、課題解決を願う県民の思いや行動を活かすために、長年の活動で得た知見や世界の人の
たとのネットワークを役立てたいと考（かんが）えます。第5期NGO かながわ国際協力会議の提言（ていげん）にもこの
けつぎ はんえい
決意を反映させました。

だい き かながわ 国際協力会議は2006年11月から2年間にわたって12回の会議と2
かい よびかいぎ かいさい ていげん ねん がつ ねんかん かい かいぎ
回の予備会議を開催して提言をまとめました。開始と同時に時間をかけたのは、1～4期に至るこれ
までのすべての提言（35提言）の施策化状況についての点検、評価でした。何がどう施策化された
のか、されなかった場合はその理由は何か、検証に際しては、提言の背景となる国際・国内状況、
ほうせいび けん こくさいしやくすいしんしんおよ ざいせいじじやう ひとびと いしき ねんかん へんか
法整備、県の国際施策推進指針及び財政事情、人々の意識などがこの10年間にどう変化したかにつ
いて確認（かくにん）をしました。そのうえでこれまでの提言の補完、修正を行うとともに、新たな提言（あら ていげん）を打ち出
しました。さらには外国籍県民（がいこくせきけんみん）かながわ会議との合同会議や、オープン会議で県民（けんみん）の方々（かたがた）からいただ
いたご意見（いけん）を反映（はんえい）させ、実現可能性（じつげんかのうせい）を重視（じゅうし）した提言（ていげん）としました。

また、県民（けんみん）が国際社会（こくさいしゃかい）の一員（いちいん）としての責任（せきにん）を果たす（はた）すためにも、県（けん）と協働（きやうどう）して途上国（とじやうこく）の貧困撲滅（ひんこんぼくめつ）、
しゃかいがいはつ とく しゃくか む じんりよくたまわ こころ ねが もう あ
社会開発（しゃかいがいはつ）に取り組もう（と）く 意欲（いよく）を示す（しめ）提言（ていげん）も加（くわ）えました。

けんちじ
県知事（けんちじ）におかれましてはこのたび提出（ていしゅつ）の運び（はこ）となりました。私（わたし）どもの提言（ていげん）に対（たい）しまして、ご関（かん）心（しん）、
りかい よ しゃくか む じんりよくたまわ こころ ねが もう あ
ご理解（りかい）をお寄（よ）せいただき、施策化（しゃくか）に向け（む）ご尽（じん）力（りよく）賜（たまわ）りますよう心（こころ）からお願い（ねが）い申し上げます。

目次

ちじ ていげん
知事への提言

1 基本的視点 3

2 提言項目一覧 5

3 提言

(1) 神奈川県力を高める学びの場づくり

ちきゅうしみん ちきゅうしみん として の 学び の 場

・ 教員の初任者研修への「国際理解教育」の導入について 8

・ 国際理解教育推進員(コーディネーター)の配置について 10

・ 教員の派遣事業におけるスタディツアー等への参加について 11

がいこくに つな が る こども た ち の まな ば
外国につながる子どもたちの学びの場

・ 外国籍児童・生徒たちの自らの文化と言葉の継承への支援について 12

・ 外国人学校に係わる制度の改善について 14

・ 外国人学校の各種学校としての認可について 14

しゃかいさんか にと ほんご まな ば
社会参加のための日本語を学ぶ場

・ 日本語学習を行う場所の提供について 16

・ 日本語指導者への研修について 16

(2) 新しい協働のモデルづくり

じちたいかんこくさいきょうりょく きょうどう
自治体間国際協力のための協働のモデル

・ 住民主体の自治体間国際協力検討会議の設置について 18

よ り 良 い 協 働 の た め の 体 制 づ く り

・ 県職員の研修内容の充実について 21

・ 県職員の異動期間の見直しについて 22

・ 外国籍職員の積極的な任用について 23

ていげんいがい きょうぎ じこう
提言以外に協議された事項 24

かいぎ かつどうじょうきょう
会議・活動状況 25

さんこうしりょう
参考資料

1 在日外国人教育方針(201(平成13)年6月 大阪市教育委員会) 27

2 県内外国人登録者数及び推移 32

3 NGOかながわ国際協力会議設置要綱 34

4 NGOかながわ国際協力会議運営要領 36

5 NGOかながわ国際協力会議傍聴要領 38

いいんめいぼ
委員名簿 39

1 きほんてきてしん
基本的視点

だい き 第5期のNGOかながわこくさいきょうりょくかいぎ 第1期から第4期までの提言を改めて見直し、過去の提言が効力を失ったわけではなく、その実現に向けて県が引き続き努力していくべきことを確認した上で、これまでの提言ではあまり触れられていなかったことや、実現に向けて特に強く努力すべきことに絞って議論を進めてきました。

その結果、次のようなことがら、特に重要であるという結論に至りました。

(1) たぶんかきょうせい しゃかい じつげん む まな かた ていげん
「多文化共生」社会の実現に向けた「学び」のあり方(提言1～8)

けいざい が ちいき こくさいか たぶんかか きゅうそく すす げんざい じょうきょう なか こ 経済のグローバル化、地域の国際化(多文化化)が急速に進んでいる現在の状況の中で、子どもたちに対する国際理解教育の充実が非常に重要であることは、言うまでもありません。しかし、学校で行われている国際理解教育は、多くの場合、外国人ゲスト講師等による各国の文化紹介にとどまり、グローバルな視野を持って「ともに生きる」社会のあり方を考えたり、そのために必要な態度や能力を身につけさせることには、あまりつながっていないように思われます。学校現場でのいじめをなくし、差別や偏見のない社会を築いていくためには、「外国の文化に親しむ」だけの国際理解教育では、十分とは言えません。

ところが、現場をあずかる教師も、国際理解教育の理念や具体的な方法論に関する研修がほとんど行われていないために、十分な内容をともなった国際理解教育の授業ができずにいます。また、そうした教師を支える助言者や、講師紹介等のシステムもほとんどありません。

あら こくさいきょうりょくかいぎ じつげん む きょういん けんしゅう せいび もと 新たな国際理解教育の実現に向けて、教員の研修やシステムの整備が求められています。

また、同時に、外国につながる子どもたちが、それぞれの文化やことばを学び、アイデンティティを確立していくための支援、さらには、外国籍の人々が日本語を習得するための環境整備も重要な課題です。

わたし かし ちいき こくさいか たぶんかか じだい まな かんきょう ととの 私たちは、グローバル化と地域の国際化(多文化化)の時代にふさわしい「学び」の環境を整えていくことを提言します。

(2) けんない い こくさいきょうりょく かとうせい さく ていげん
県内のリソースを生かした国際協力の可能性を探る(提言9)

とじょうこく ひんこん へいわ かんきょう ちきゅうてきかだい わたし けんみん せいかつ むかんけい 途上国の貧困・平和・環境などの地球的課題が、私たち県民の生活とも無関係ではないことは、すでに広く認識されるようになってきました。

しかし、神奈川が世界に向けて十分な貢献ができているかということ、必ずしもそうした実感を持つことはできません。その理由のひとつは、国際協力に携わるさまざまなセクターが、個々バラバラに動き、資金や人的な課題を抱えていることもあって、十分な成果をあげるだけの活動ができていないことにあります。

そこで、わたし かながわ けんみん じちたい きぎょうとう ちから あ こくさいきょうりょく あたら 私たちは、神奈川の県民、自治体、NGO、企業等が力を合わせ、国際協力の新しいモデルを創るための取組みを開始することを提言します。

(3) より良い協働事業の実現に向けて(提言10~12)

神奈川県が最近、NGO等との「協働」に力を入れていることは、地域の可能性を引き出す方策として、大いに期待していますが、あえて率直に言わせていただくなれば、頻繁な人事異動によって作業がスムーズに進まないなど、私たちNGOは、協働のパートナーとしての行政に、がっかりさせられる経験もしてきました。

神奈川県がNGO等と進める「協働事業」の可能性を最大限に引き出すためには、行政の組織体制の見直しが必要であるとの認識に立ち、県職員の研修の充実や、異動頻度の見直し、外国籍県民の採用等に力を入れていくことを提言します。

「NGO」の定義について ~NGOかながわ国際協力会議の協議の前提として~

NGOとは、英語の Non-Governmental Organization の略で、もともとは国連が政府以外の民間団体との関係において使用していたことばですが、現在では一般に広く使用されています。

私たちは、協議の前提となるNGOについて、この会議の設置趣旨を踏まえ、国際交流、国際協力、地域の国際化、平和などの分野で活動する団体と考えました。

また、地球的な規模で活動する団体だけではなく、ボランティア活動を行う特定非営利活動法人(NPO法人)及び、法人格を持たない市民活動団体やボランティアグループのように地域で活動する団体も含めて考えることにしました。

2 ていげんこうもくいちらん
2 提言項目一覧

(1) かながわりよく たが まな ば
神奈川県を高める学びの場づくり
ちきゅうしみん まな ば
地球市民としての学びの場

ていげん
提言 1 きょういん しょにんしゃけんしゅう こくさいりかいきょういく どうにゅう
教員の初任者研修への「国際理解教育」の導入について
こうりつしょう ちゅう こうとうがっこうきょういん しょにんしゃけんしゅう こくさいりかいきょういく こうもく もう がいようこうぎ
公立小・中・高等学校教員の初任者研修に国際理解教育の項目を設け、概要講義、
ワークショップ体験、教材作り体験などを盛り込む。

ていげん
提言 2 こくさいりかいきょういくすいしんいん はいち
国際理解教育推進員（コーディネーター）の配置について
けんあふ かくしちようそん きょういくけんしゅう こくさいりかいきょういくすいしんいん
県及び各市町村の教育研修センターに国際理解教育推進員（コーディネーター）
を置き、「教育プログラム作りの相談」、「外部講師派遣の相談」、「関連分野の情報の
整理」、「教員研修プログラム作成への参加と実施」等の業務を専門に担当させる。

ていげん
提言 3 きょういん はけんじぎょう どう さんか
教員の派遣事業におけるスタディツアー等への参加について
きょういん はけんけんしゅうきぎょう こくさいりかいきょういく すいしん し ないよう
教員の派遣研修事業において、国際理解教育の推進に資する内容であれば、NGO
のスタディツアーやワークキャンプに参加し、開発途上地域や国際協力の現状、
先進的な教育事例に学ぶことを奨励する。

がいこく こ まな ば
外国につながる子どもたちの学びの場

ていげん
提言 4 がいこくせきじどう せいと みずか ぶんか ことば けいしゅう しえん
外国籍児童・生徒たちの自らの文化と言葉の継承への支援について
けん がいこくせきじどう せいと がいこく こ みずか ぶんか あい
県は、外国籍児童・生徒、外国につながる子どもたちが自らの文化を愛し、それぞれ
の文化を尊重し合える環境を整える意味でも、言葉と文化を学ぶ活動を積極的に
支援するよう地域の国際交流団体、活動支援団体に要請する。
けん けんしちようそんきょういくいんかい きょうりよく しょうらいてき おおさかし じっし
県は、県市町村教育委員会などと協力し、将来的には大阪市などで実施されている
ような民族学級を設置し、公教育の場での母文化、母語・母国語・継承語学習を制度化
し、実施する。

ていげん
提言 5 がいこくじんがっこう かが せいと かいぜん
外国人学校に係わる制度の改善について
けん もんぶかがくしょう こくじ かいせい ちょうせんがっこう ちゅうかがっこう かんこくがくえん がいこくじん
県は、文部科学省が「告示」を改正して、朝鮮学校・中華学校・韓国学園などの外国人
学校を「特定公益増進法人」の対象として寄付金の免税措置が受けられるようにし、ま
た、校舎の建設費用などへの寄付に適用される「指定寄付金」としての免税措置も受けら
れるよう、その実現を目指して国に対して要請を行う。

ていげん
提言 6 がいこくじんがっこう かくしゅがっこう にんか
外国人学校の各種学校としての認可について
けん あら せっち むにんか がいこくじんがっこう じつじょう せいかく はあく げんじょう そ
県は、新たに設置された無認可の外国人学校の実情を正確に把握し、現状に沿った
形で各種学校認可基準を緩和する。

しゃかいさんか にほんご まなば 社会参加のための日本語を学ぶ場

ていげん にほんごがくしゅう おこな ばしょ ていきょう
提言7 日本語学習を行う場所の提供について
けん がいこくせきけんみん にほんごがくしゅう けいかくてき けいぞくてき がくしゅうせい か あ
県は、外国籍県民の日本語学習が、計画的、継続的であり学習成果を上げられるよ
う、学習の場となる公共施設の場を優先的に提供する。

ていげん にほんごしどうしゃ けんしゅう
提言8 日本語指導者への研修について
けん がいこくせきけんみん がくしゅうこうか たか にほんごがくしゅう かのう にほんごしどう
県は、外国籍県民が学習効果の高い日本語学習を可能とするため、日本語指導ボラ
ンティアに対する研修を行う。

あたら きょうどう (2) 新しい協働のモデルづくり じちたいかんこくさいきょうりょく きょうどう 自治体間国際協力のための協働のモデル

ていげん じゅうみんしゅたい じちたいかんこくさいきょうりょくけんどうかいぎ せっち
提言9 住民主体の自治体間国際協力検討会議の設置について
ちいきじゅうみんしゅたい あたら かたち じちたいかんこくさいきょうりょく じっし けんどう かいぎ せっち
地域住民主体の新しい形の自治体間国際協力の実施を検討する会議を設置する。
けんみん しやだんたい きぎょう ろうどうくみあい だいがく けんきゅうきかん きょうどうくみあい およ けん
県民、NGO、諸団体(企業、労働組合、大学・研究機関、協同組合など)及び県が、
それぞれが持つ人材、経験、知識、技術、資金、ネットワークなどを生かして、途上国で
じゅうみんそしき じちたい きょうどう とく しゃかいがいはつ ひんこんぼくめつ じぞくかのう
住民組織、NGO、自治体が協働して取り組む社会開発・貧困撲滅のための持続可能な
ちいきがいはつ しえん けんどう じゅうみんしゅたいじちたいかんこくさいきょうりょく けん ながねん
地域開発を支援することを検討する。この住民主体自治体間国際協力は県が長年にわ
たり進めてきた国際交流・国際協力の新たな展開として、全国の先駆的モデル、パイ
ロット事業となるものである。

よ きょうどう たいせい より良い協働のための体制づくり

ていげん けんしよくいん けんしゅうないよう じゅうじつ
提言10 県職員の研修内容の充実について
けんしよくいん ちいき こくさいか げんじょう けん おこな こくさいしさく れきし いぎ
県職員が、地域の国際化の現状と、県がこれまで行ってきた国際施策の歴史と意義
を正しく理解し、外国籍県民やNGO等と協力・連携しながら事業を進めていくため
きょうつうにんしき も けんしゅう ないよう じゅうじつ
の共通認識を持つことができるよう、研修の内容を充実させる。

ていげん けんしよくいん いどうきかん みなお
提言11 県職員の異動期間の見直しについて
けんしよくいん いどう きかん げんぞく ねん みなお とく けんぞくだんたい しみん
県職員の異動の期間(原則として3～4年)を見直し、特にNGO、民族団体、市民
だんたいとう きょうどう とく じぎょう たんどう しょくいん
団体等と協働で取り組む事業を担当する職員については、6～8年の間、責任を持っ
て仕事に取り組めるようにする。

ていげん がいこくせきしょくいん せっきよくてき にんよう
提言12 外国籍職員の積極的な任用について
けん たよう こくせき ぶんか も ひとびと ちから しん たぶんかきょうせいしゃかい きず
県は、多様な国籍、文化を持つ人々の力を活かし、真の多文化共生社会を築くため、
がいこくせき ひとびと けんしよくいんあよ けんりつがっこうきょうゆ せっきよくてき にんよう
外国籍の人々を県職員及び県立学校教諭として積極的に任用する。

3 ていげん
提言

(1) かながわりょく たが まな ば
神奈川力を高める学びの場づくり
ちきゅうしみん まな ば
地球市民としての学びの場

ていげん しゆし
< 提言の趣旨 >

こくさいしゃかい さまざま じょうきょう できごと わたし にちじょうせいかつ かか どうじ わたし にちじょう
国際社会の様々な状況や出来事が、私たちの日常生活に関わると同時に、私たちの日常
せいかつ こくさいしゃかい えいきょう およ げんだい ちきゅうしみん たぶん かきょうせい こくさいきょうりょく してん
生活のありようが国際社会にも影響を及ぼす現代では、地球市民、多文化共生、国際協力の視点
に立つ教育を、小学校、中学校、高等学校教育において充実させていく必要がある。「国際理解
きょうりょく ないよう みなお にな てきょういん そだ じっせん かんきょうづく おこな ふかけつ
教育」の内容を見直し、担い手教員を育て、実践しやすい環境作りを行うことが不可欠であり、
い か ていげん
以下のような提言をしたい。

ていげん きょういん しよにんしゃけんしゅう こくさいりかいきょうりょく どうにゅう
提言1 教員の初任者研修への「国際理解教育」の導入について

ていげん こくさいりかいきょうりょくすいしんいん はいち
提言2 国際理解教育推進員(コーディネーター)の配置について

ていげん きょういん はけんじぎょう どう さんか
提言3 教員の派遣事業におけるスタディツアー等への参加について

ていげん きょうつう りゆう はいけい
< 提言1~3 共通の理由・背景 >

げんだい こくさいしゃかい ひんこん かくさ かいはつ かんきょう じんけん へいわ かん さまざま もんだい かか
現代の国際社会は貧困、格差、開発、環境、人権、平和に関する様々な問題を抱え、それら
たが ふか かんれん かいけつ ようい こくさいしゃかい もんだい にほん す わたし
は互いに深く関連していて解決は容易ではない。このような国際社会の問題に日本に住む私
ちが せっきよくてき かか きたい はってんとじょうちいき ふく ちきゅう
たちが積極的に関わろうとすることが期待されている。発展途上地域をも含めて地球をまるごと
みわた してん た かいけつ はか いよく たいど ちしき しこうりょく ぎじゅつ み
見渡すような視点に立って解決を図ろうとする意欲、態度、そのための知識、思考力、技術を身
につけていく必要がある。単に自国や神奈川県の経済環境、生活環境に資するという観点の
みから国際問題を検討するだけでは不十分である。

けん ねん てんぼう さくてい かながわりょくこうそう きほんこうそう きほんもくひょう せikai
県が2025年を展望し策定した「神奈川力構想」の基本構想において、基本目標(1)として「世界
ひら かつりょく かながわ あ せikai 「ち」 つど こうりゅう せikai む はっしん
に開かれた活力あふれる神奈川」を挙げ、「世界の『知』が集い、交流し、世界に向けて発信
ちいき げんきゅう かながわ ほんしゃ も ほうじん しゃていど ちいき
する地域」について言及している。神奈川に本社を持つ法人のうち570社程度がアジア地域に
かいがいげん ちほうじん も いどう ちいしきしゅうごく ゆしゅつにゅうがく べいこく
海外現地法人を持つとともに、インド以東アジア地域主要国との輸出入額は米国やEUそれぞ
れとの取引の3倍程度となっているとの分析をし、様々な発展途上地域と多様な文化を抱える
アジヤとの太い関係性を指摘している。この目標を達成するためには、既に述べたように地球
しみん してん しこう こうどう ひつよう
市民としての視点をもって思考し、行動することが必要である。

どうじ けんない まん にん ねんまつ がいこくせきけんみん どうろく どうきほんこうそう
同時に、県内では16万7601人(2007年末)の外国籍県民の登録があり、同基本構想において
も、「多様な文化が共存することによる影響」や、増加するアジアからの留学生が「世界と
かながわ ちいしきしゃかい か かけし どうきほんこうそう
神奈川の地域社会をつなぐ架け橋」となるなどと述べている。同基本構想の(3)として「と
もに支えともに創る神奈川」が挙げられ、「年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、
たが そんちょう こせい のうりょく はつき たよう ぶんか りかい すず ちいしきしゃかい
お互いが尊重しあうことで、個性と能力が発揮でき、多様な文化への理解が進んだ地域社会が
じつげん しょうらいぞう えが きよだい ぶんか ぶんか ぶんか う い
実現しています」との将来像を描いている。そのためには、多様な文化を自然に受け入れなが
らいこくせきけんみん たいせつ きんねんこくさいがすいしん えいご
ら外国籍県民とつながることが大切である。近年国際化推進のためとして英語コミュニケーシ
ョン能力の向上が叫ばれているが、それは巨大な影響力を持つ英語文化の視点で世界を
りかい かいわ かんれん えいごりょく こうじょう た たよう ぶんか きょうぞんきょうせい
理解し、会話するための訓練である。英語力の向上だけで他の多様な文化との共存共生が

達成されるとは考えにくい。英語教育一辺倒に陥らないための、「国際理解教育」の目標や内容を持っているものである。

県が策定した「かながわ国際施策推進指針」の改定版でも、基本目標の施策の方向として「多文化理解の推進」、「地域からの国際交流・協力の推進」、「国際社会で活躍できる人材の育成」、「非核・平和意識の普及」、「県民の国際活動の支援」、「県民の国際活動との協働・連携の促進」などを打ち出している。これらを達成するためのいわば土台作りとして、3つの提言の実現が待たれる。

提言 1 教員の初任者研修への「国際理解教育」の導入について
公立小・中・高等学校教員の初任者研修に国際理解教育の項目を設け、概要講義、ワークショップ体験、教材作り体験などを盛り込む。

<理由・背景>

県立高校の初任者研修を例として挙げる。2008年度においては校内300時間、校外25日という大量の時間を割いて行われている。その目的を「教員及び社会人としての自覚を高めるとともに、教職経験に依じた本県における研修体系により、学習指導や学級経営に必要な基礎的・基本的な知識や技能を習得し、組織の一員としての意識を高めること」としている。内容は学校事務、教科教育、教育や社会の課題に関する研修から構成されているが、「神奈川力構想・基本構想」に掲げられる「世界に開かれた活力あふれる神奈川」や「ともに支えともに創る神奈川」という目標につながる研修内容は、「人権教育」の1コマ、わずか半日だけである。21世紀の「神奈川力」を支えていく教育に関わる人材を育成する研修としてははなはだ不十分と言わざるを得ない。

「世界に開かれた活力あふれる神奈川」や「ともに支えともに創る神奈川」を実現するためには、地球市民、多文化共生、国際協力の視点を持てる教員を、学校教育現場に広く配置することである。少数の専門教員の育成や、特別なイベントの実施ではなく、学校教育内容にそのような視点が常に存在することが大切である。今後神奈川の教育を担っていく新採用教員全員に研修を課す必要がある。

ここで言う「国際理解教育」とは、ただ単に海外のお国柄や文化について紹介したり、英語のコミュニケーション能力を育成するだけのものではなく、次のような態度を育成する教育内容である。

- ・ 地域や地球社会の豊かな多様性や相互の関係性に気づき、受容する。
- ・ 地域や地球社会の多文化性や国際性に起因する様々な現状や問題に関心を持つ。
- ・ 同じ地球社会にともに生きていくという姿勢で、自らの生活との関連性を意識しながら、現状の改善や問題の解決を目指そうとする。

実施イメージ

公立学校教員の初任者研修に国際理解教育の項目を設け、1～2日程度の研修を組み込む

[内容]

1. 「国際理解教育はなぜ必要か」「国際理解教育の考え方」「学校教育への取り組み方」
2. 実践事例紹介
3. NGO、地域国際化協会、独立行政法人国際協力機構(JICA)など外部団体との連携の取り方(講師派遣、資料提供、相談、訪問学習など)
4. 国際理解教育ワークショップ(参加型講習会)の体験
5. 教材作り体験

研修は以下のような段階別のねらいに即して行われる

1. 小学校
 - ・ 自分を大切にすると同時に、相手や異なる意見を理解できること
 - ・ お互いに助け合うことの価値を知り、そのためのコミュニケーションができること
 - ・ 身の回りから次第に世界に広げて、自文化、他文化を認識できること
2. 中学校
 - ・ 世界の様々な国、環境や生活、文化を意識できること
 - ・ 世界に起きている様々な現実の問題に気づき、原因究明や解決への取組みに関心を持つこと
 - ・ 全地球的な視野、多文化的な価値観に立ってコミュニケーションが取れること
3. 高等学校
 - ・ 全地球的な視野、多文化的な価値観に立って、開発、環境、人権、平和について考えられること
 - ・ 地球規模の様々な問題の関連性、自らの日常生活との関係性に気づくこと
 - ・ 社会や世界との関係を当事者として受け止め、問題解決のための行動を考え実行しようとする

提言2 国際理解教育推進員(コーディネーター)の配置について
 県及び各市町村の教育研修センターに国際理解教育推進員(コーディネーター)を置き、「教育プログラム作りの相談」、「外部講師派遣の相談」、「関連分野の情報の整理」、「教員研修プログラム作成への参加と実施」等の業務を専門に担当させる。

＜理由・背景＞

義務教育における総合学習の登場や、高校教育における多彩な科目設定が可能になったことなどから、国際理解教育への関心やニーズが高まっているが、現場からの相談に対応できる相応の知識や経験を持った教員や指導員はほとんどいないが、他の業務に忙殺されているのが現状である。

例えば国際協力を授業で扱いたいという場合に、具体的事例や映像、体験談、疑似体験などを用意できればよいが、一般の教員にはなかなか難しいのが実情である。NGOや様々な専門機関の助けを借りたいと思っても、どこに連絡したらよいかもよくわからず、非常に苦労するところである。国際理解教育に関する教材や指導技術も一般にはあまり知られていない。このような場合に、学校とNGOとを結びつけたり、カリキュラム作りや教材選びのヒントを提供できる相談員的な人材が県や市町村の教育研修センターにいれば非常に有効である。

実施イメージ

国際理解教育推進員(コーディネーター)を、県と各市町村の教育研修センターに置き(配置または委託) 次の業務を専門に担当させる。

- ・ 年間のプログラム作りや授業作りについての相談
- ・ 学校への講師派遣の相談、海外協力団体、外国人支援団体などと学校との橋渡し
- ・ 国際理解教育に関する資料、情報、教材、書籍の収集、整理、使い方の相談
- ・ 教員のための研修プログラムの作成、実施
- ・ 県や市町村の国際理解教育に関する施策作りへの参画

推進員は、例えば、国際協力や外国人支援に関するNGO活動の経験者、国際理解教育(多文化教育、グローバル教育、開発教育なども含む)に関するNGOや国際交流協会等の活動経験者、国際理解教育に関する豊かな実践経験を持つ教員などである。

提言3 教員の派遣事業におけるスタディツアー等への参加について
 教員の派遣研修事業において、国際理解教育の推進に資する内容であれば、NGO
 のスタディツアーやワークキャンプに参加し、開発途上地域や国際協力の現状、
 先進的な教育事例に学ぶことを奨励する。

<理由・背景>

国際・環境教育の推進を担う事業として国際・英語担当教員海外研修事業が平成18年に設
 けられているが、国際的視野、見識を有する教員を養成するためには、英語力だけでなく、発展
 途上地域や多文化社会の現状を体感することが大切である。海外研修等の派遣研修の対象
 として、NGO等が実施する、国際協力や多文化共生の現場へのスタディツアーやワークキ
 ャンプへの参加を奨励し、他の教員への報告の機会を設けて情報を共有することで、より多
 くの教員の多文化理解、国際理解に役立つことが期待される。

実施イメージ

教員の派遣研修事業において、NGO等の民間団体が実施するスタディツアーやワークキ
 ャンプへの参加を研修の対象とする。

- ・ 県内の教員が、多文化教育や国際理解教育の推進に資する内容と認められるものへの
 参加を自主申請する研修事業枠を設ける。
- ・ 各学校が計画する国際理解教育に関するプログラムや授業の準備（将来的に資する
 場合も含める）として所属長が必要性を認めることを条件とする。
- ・ 研修の経費は公費で負担する。

以下の内容に準ずるものを派遣研修事業の対象とする。

1. 国際協力現場の視察、可能であれば活動への参加と関係者との交流
2. 開発途上地域での生活体験と住民との交流
3. (国内外の)多文化共生的な実践のある地域の視察と関係者や住民との交流
4. 国際理解教育、開発教育、多文化教育の先進事例の視察

外国につながる子どもたちの学びの場

<提言の趣旨>

多文化共生の地域社会づくりを目指す神奈川県においてこそ、一人ひとりのかけがえのない子どもたちが安心して学べる場が確保され、また、それぞれの自信と誇りに繋がる教育権が等しく認められ保障される必要がある。

こうした取組みは国際社会で活躍できる人材の育成と真の国際交流の実現へと繋がり、新しく豊かで平和な社会を作り、人々の心と生活を満たしてゆくための重要な要素でもあるため、以下のような取組みを提言したい。

提言 4 外国籍児童・生徒たちの自らの文化と言葉の継承への支援について
県は、外国籍児童・生徒、外国につながる子どもたちが自らの文化を愛し、それぞれの文化を尊重し合える環境を整える意味でも、言葉と文化を学ぶ活動を積極的に支援するよう地域の国際交流団体、活動支援団体に要請する。
県は、県市町村教育委員会などと協力し、将来的には大阪市などで実施されているような民族学級を設置し、公教育の場での母文化、母語・母国語・継承語(1)学習を制度化し、実施する。

<理由・背景>

県内の外国人登録者数は、16万7601人(2007年末)で外国籍児童・生徒にあわせ外国につながる子どもたちが相当数存在する。彼ら/彼女らへの日本語支援、学習支援をさらに充実させるとともに、それぞれの子どもの自信や誇りに繋がる言葉と文化に関する学習と継承を保障していくことが求められている。

しかし、日本での生活においては、日本語を始め日本に適応するための学習だけに力が注がれ、自らの国や民族の文化と言葉を学ぶ機会が保障されておらず、自らのアイデンティティや文化への誇り、将来への夢や希望が持てないために、不就学、不登校、居場所の問題、非行、犯罪など様々な問題が起きている。

民族団体やエスニックグループ(2)、それぞれのコミュニティの有志たちにより、母文化、母語・母国語・継承語を身に付け、学ぶ場を設け運営しているが、ほとんどの場合、運営資金、場の確保など自団体の負担で行っている。また、国際交流団体や地域の市民活動支援センター、公民館などで行われる外国籍児童・生徒のためのプログラムは多くの場合、日本語支援や学習支援に終始されている。学校での母語・母国語・継承語教育が実施されていないばかりが、日本人の視点、立場からの多文化理解が進められている。

外国籍児童・生徒たちが地域や学校で様々な文化、言葉などを学ぶ活動が今以上に進み、その環境の整備がされることにより、外国籍児童・生徒のみならず日本人児童・生徒たちにも他の文化に触れ、これを尊重する環境が与えられることに繋がり、多文化共生を目指す神奈川県国際政策の実践にも繋がることとなる。

じっし 実施イメージ

県(財)かながわ国際交流財団などの国際交流団体が主となり、母文化・母語・母国語・継承語学習の重要性について学ぶ場や機会を行政職員、NGO、教員などに提供する。

母語・母国語・継承語支援をしている団体のアンケートまたは実態調査を実施し、現状を把握する。

これに基づき、民族団体、エスニックグループ、NGO、外国籍住民、支援者、県及び市町村教育委員会などと連携・協力し、言葉と文化を継承させるための事業実施について検討する。

民族団体、エスニックグループ、外国籍住民、支援者たちの活動に対する助成、教材の提供、地域や学校などにおける場の定期的な確保(公民館などの公的な施設、放課後の教室、空き教室の提供など)など日常のかつ恒常的な支援を行う。

大阪市において、放課後、在日コリアンの子どもたちに自らの文化と言葉を伝えるため、有志らにより学校内で活動を始められ、現在は、その他の外国籍児童・生徒、外国につながる子どもたちに言葉と文化を伝えるための活動へと発展するに至った民族学級・民族クラブ(3)の実態と現況について県が調査し、県の現状に適した形態の民族学級または、民族クラブなどを県及び市町村教育委員会による制度としての実施へと結びつける。

1 母語、母国語、継承語

母語 人が生まれて最初に習い覚えた言語。 母国語—祖国、国籍国の言語。

継承語 異言語環境に生活するものが親または、コミュニティで使う言語を継承し、使用する言語。

2 民族団体、エスニックグループ

日本に住む外国籍住民自らが立ち上げた団体やグループの総称。

3 民族学級、民族クラブ

韓国・朝鮮にルーツを持つ子どもたちが「集い」「出会い」、ウリマル(韓国・朝鮮語)・歴史・文化などを学ぶ場として1949年より始まった。民族学級を通して子どもたちは、仲間たちとともに自分のルーツ・民族について知り、民族につながる「自分自身」のことを大切にすることを育み、またクラスの連携・民族講師との交流等を通して、学校全体への多民族・多文化共生教育を発信する場となっている。

2004年11月現在、大阪府内では160数校、そのうち大阪市内には、今年度中に瓜破東小、南津守小などに開設され98校となり今後、さらに開設が予定されている。

大阪市では、教育委員会が作成した教材『チュモニ』『ムチゲ』を基本にしながら大阪市民族講師会の標準カリキュラムに基づいた授業を行っており、教育内容としてはウリマル(韓国・朝鮮語)、社会(歴史・地理等)、音楽(歌・楽器等)、図工・・・等の授業が行われている。生活・音楽・図工・社会等の教科の中や総合学習の中で、「言葉」「遊び」「料理」「民族楽器」などに触れる取組みがあり、この取組みにT・Tとして民族講師、保護者・地域の人などを招くこともできる。また「遊び交流会」「ふれあい祭り」「鑑賞行事」「運動会」等、校内での行事につなげた取組みも行っている。

参考資料：2001年大阪府教育委員会「在日外国人教育基本方針」(別添参考資料1参照)

提言5 外国人学校に係わる制度の改善について

県は、文部科学省が「告示」を改正して、朝鮮学校・中華学校・韓国学園などの外国人学校を「特定公益増進法人」の対象として寄付金の免税措置が受けられるようにし、また、校舎の建設費用などへの寄付に適用される「指定寄付金」としての免税措置も受けられるよう、その実現を目指して国に対して要請を行う。

提言6 外国人学校の各種学校としての認可について

県は、新たに設置された無認可の外国人学校の実情を正確に把握し、現状に沿った形で各種学校認可基準を緩和する。

理由・背景

現在、各種学校の認可を受けている県内の外国人学校は、11校(4)である。過去、20年ほどの間に外国人登録者数は、2倍以上に増加し、教育へのニーズや様々な文化、民族的背景を持つ子どもたちが増え続けている。日本の学校で国際教室、国際理解教室など外国籍児童・生徒への学習支援、日本語支援、多文化理解教育が実施されてはいるが、それぞれの文化や言語、習慣が尊重され、受け入れられている環境とは言えず、保護者や生徒自身の希望で外国人学校に通う子どもたちも増加傾向にある。

自らの文化や母語・母国語・継承語教育を実施している県内の11校の外国人学校は、日本政府からの助成を受けられないばかりか、その多くは、学校への寄付に対する免税措置すら受けられない状況に置かれ、国からの助成がないことからほとんどの場合、運営上困難を強いられている。「初等教育または中等教育を外国語により施すことを目的として設置された各種学校」のうち、欧米系の学校に関してのみ「特定公益増進法人」の対象となっているが、それ以外の学校は対象とはなっていない(2003年3月31日文部科学省告示第59号)。

現在、県内には各種学校の認可を受けていない学校が数校(5)存在する。このような無認可校は、県や市町村が実施している助成制度が適用されておらず、定期券の購入においては学生割引がなされず、授業料にまで消費税がかかってしまうという現状である。その結果、経済的に困難な状態に置かれた子どもたちが学校へ通えなくなってしまうケースもある。

現在の各種学校認可基準は、戦前から継続的に運営されていたり、戦後すぐ設立された学校を対象とするもので、1990年代以降の入管法の改定に伴う外国人人口の増加と多文化共生社会を実現とする県の外国人政策及び施策実現の現状に即しているとは言えない。

今日まで、外国籍県民かながわ会議第1期、第3期などで既に外国人学校に関する提言や要望が何度となくなされてきたが、依然と変化の兆しがない。

既に各種学校認可基準を見直した県(6)もあり、文部科学省や総務省も見直しを促している。

県内では今後、外国人学校が増加する傾向にあり、現状に沿った形で認可基準を見直す必要がある。

じっし 実施イメージ

外国人学校に関する提言や要請などを都道府県国際交流推進協議会などを通じ国へ要望されているが、県県民部国際課は、これがどのように受け止められ実践されているのかを確認し、一般に公開する。その上で、どのような方法で提言や要望が実現へと結びつくのかを検討する。(提言5)

県は、国に対し、全ての外国人学校を「指定寄付金制度」及び「特定公益増進法人」の対象とするよう求め、継続的な要望を行う。(提言5)

県は、全ての外国人学校に対し、政府による教育助成を行うよう国に要望する。(提言5)
県県民部学事振興課が主管となり、国際課などと協力し外国人学校の実態の調査や聞き取りを実施し、これらの学校を取り巻く新たな実情と課題を把握したうえで、各種学校の認可基準について見直しを検討する。(提言6)

県は、JRをはじめとする鉄道、バス各社に対し、認可、無認可を問わず、全ての外国人を学校指定制度(学割)の指定校とすることを働きかける。(提言6)

4 各種学校の認可を受けた県内の外国人学校

鶴見朝鮮初級学校、ホライゾン・ジャパン・インターナショナルスクール、神奈川朝鮮中高級学校、
横浜朝鮮初級学校、サンモール・インターナショナルスクール、横浜インターナショナルスクール、
横浜中華学院、横浜山中中華学校、東京横浜独逸学園、川崎朝鮮初中級学校、南武朝鮮初級学校

5 各種学校として認可されていない県内の学校

横浜インターナショナル・クリスチャン・アカデミー、コレージオ・サル・エル 大和校、
エスコラ・アクアレラ・ブラジル など

6 各種学校認可基準を緩和した自治体

静岡県(2004年3月)
岐阜県(2005年11月)
愛知県(2006年4月) など

文部科学省は、2004年、各都道府県知事及び教育委員会に対し、各種学校の校地・校舎について自己所有を求めるとは通知を出しており、(2004年6月21日付け、生涯学習政策局長通知)、また総務省も2006年3月に策定した「地域における多文化共生推進プラン」において、「外国人学校の法的地位の明確化をはかるため、地域の実情に応じて、各種学校及び準学校法人の認可基準の緩和について検討する」とこととしている。

社会参加のための日本語を学ぶ場

<提言の趣旨>

県内には160カ国以上の国籍の外国人登録者が居住しており、その母語は、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、英語、ポルトガル語、タガログ語など、多岐にわたっている。

それらの人々が持つ多様な文化の魅力や経験、能力を十分に活かしながら、「神奈川県」を高めていくためには、それらの人々の社会参加をこれまで以上に積極的に進めていく必要があるが、その際、特にニューカマーと呼ばれる人々にとって重要になるのが「日本語」の習得である。

そこで、これらの人々の社会参加を促し、真の多文化共生社会を実現するため、外国人の日本語習得を支援する取組みを提言したい。

提言7 日本語学習を行う場所の提供について

県は、外国籍県民の日本語学習が、計画的、継続的であり学習成果を上げられるよう、学習の場となる公共施設の場所を優先的に提供する。

提言8 日本語指導者への研修について

県は、外国籍県民が学習効果の高い日本語学習を可能とするため、日本語指導ボランティアに対する研修を行う。

<理由・背景>

オーストラリアやカナダなど、移民の受入れに積極的な国々では、外国人がその国の言語を短期間で習得できるよう、無料の語学学校等、政府や自治体による支援制度が設けられている(7)が、日本では、そのような制度がほとんどなく、地域のボランティアグループが日本語教育のかなりの部分を担っているのが実情である。

県内には、約200の日本語ボランティアグループが存在し、外国人の日本語学習を支える大きな力となっている。

日本語ボランティアグループの多くは、地域の公共施設を利用して活動を行っているが、いずれの施設も、予約や抽選等の制約があり、特定の団体が定期的に利用することは難しく、語学学習の環境として恵まれているとは言いがたい。

ボランティアグループの日本語指導者は、必ずしも十分な研修を受けた人ばかりではなく、外国人が効率よく日本語を習得することが難しい場合もあるが、個人が学校等へ通い日本語教授法を学ぶためには、相当な経費もかかるため、行政からの支援が望まれている。

外国人の社会参加を保障し、真の共生社会を築いていくことは、自治体の重要な責務であり、そのための具体的な取組みの一つとして、日本語習得の支援を行うことは、当の外国人のみならず、同じ社会に暮らす日本人にも利する、より良い地域社会を築いていくために必要不可欠な施策であると言える。

じっし

実施イメージ

56%の外国籍県民が国際都市横浜市以外に居住している現状から、県は各市町村との連携を計り、公共施設を有効的に利用することにより、活動を充実させる。(提言7)

県が主となり、専門性の高い日本語指導者の育成プログラムを企画し、県内より、広く参加者を募る。(提言8)

日本語支援のボランティア活動をより活性化するため、県が主となり、県内の大学へ協力を依頼する。大学の教員による専門的な指導方法と学生の活動への参加協力を促す。(提言8)

(7) オーストラリアの語学学習支援制度

オーストラリアでは、一定の条件を満たす外国人(オーストラリア人と結婚した人、難民など)の場合、連邦政府が事業を委託した語学学校、NPO等、全国に250ヶ所あるAMEP(Adult Migrant English Program)センターにおいて、年間510時間の英語教育を原則として無料で受けることができる。また、AMEPの対象にならない外国人(労働目的の滞在者等)の場合でも、地方自治体が場所と講師謝金を提供するなど、外国人が英語を学習する環境が整っている。

(2) 新しい協働のモデルづくり 自治体間国際協力のための協働のモデル

<提言の趣旨>

途上国の貧困・平和・環境問題も県民生活と無関係ではなく、その解決において自治体や市民社会にも取り組むべき役割がある。そこで、これまでこの分野で活動してきたNGOや専門家、専門機関だけでなく、県、県民、大学・研究機関、さらには企業、諸団体などが連携し、力を合わせて、それぞれの特徴や資源を有機的に結び付けた「オールかながわ(かながわプラットフォーム)」で、自治体主体の国際協力に取り組むことをめざしたい。まずはその具体的な方策を探るために「住民主体自治体間国際協力を検討する会議」を設置することを提案する。

提言9 住民主体の自治体間国際協力検討会議の設置について

地域住民主体の新しい形の自治体間国際協力の実施を検討する会議を設置する。県民、NGO、諸団体(企業、労働組合、大学・研究機関、協同組合など)及び県が、それぞれが持つ人材、経験、知識、技術、資金、ネットワークなどを生かして、途上国で住民組織、NGO、自治体が協働して取り組む社会開発・貧困撲滅のための持続可能な地域開発を支援することを検討する。この住民主体自治体間国際協力は県が長年にわたり進めてきた国際交流・国際協力の新たな展開として、全国の先駆的モデル、パイロット事業となるものである。

<理由・背景>

第4回アフリカ開発会議(TICAD)やG8サミットで注目された世界の貧困はきわめて深刻な状況にある。今地球上の5人に1人に相当する約14億人を超える人びとは極度の貧困のなかで生存している。この極度の貧困状態にある人びとは十分な食事をとれず栄養不良で日々健康を脅かされている。11億人は安全な水を利用できない。24億人は改善された衛生設備を利用できない。風雨をしのげる家がない、病気やけがでも医療の恩恵を受けられない、HIV/エイズやマラリア、結核などの感染症の脅威から逃れられない人びとは数えきれない。貧困が原因で5歳未満で命を落とす子どもたちは毎年1000万人以上にのぼり、行きたくても学校へ行けない子どもたちは1億3000万人以上、生活のために働いている子どもたちは2億5000万人以上、ストリートチルドレンと呼ばれる路上で生活する子どもたちは1億人以上である。

こうした、人びとの生きる権利を奪う途上国の貧困問題は緊急に解決しなければならないとの認識から、国際社会は総力をあげてこの課題を解決することをめざし、2015年を目標達成年として8目標18ターゲット48指標からなる「ミレニアム開発目標(MDGs)(8)」を設定した。

しかし、国際機関や各国政府のODA(政府開発援助)による大型プロジェクトを中心とした開発援助は現地政府との関係を重視したもので、地域住民の基本的な生活向上(生計、保健・衛生、教育など)・MDGs達成を優先した援助や環境保全に役立つ援助になっているとは言えない。逆に公害や自然破壊、立ち退きなど負の影響を住民に与える場合も少なくない。

一方、自治体やNGO、市民社会は、国と国との利害関係にとらわれることなく、現地住民、地域のニーズに直接対応する援助を実施することができる。途上国の人びとの社会開発、すなわち衣食住、安全な水、保健・衛生、医療、教育などのBHN（Basic Human Needs 生きるための基本的な要求）の充足、ゴミ処理、福祉などの基本的生活基盤の構築は、日本の自治体を持つノウハウや開発協力NGOの知見が役立つ。さらにはこうした社会開発を可能にする生計の確立、つまり現地の状況に即した産業（農業や漁業など）の生産向上をはかる知識や技術を有する。

しかし日本の自治体やNGOの開発協力は、これまでその役割を十分果たしてきたとはいえない。

県内で活動する開発協力NGOはアジアを中心に世界各地で現地住民組織や現地NGOと連携して住民の個々のニーズに対応した開発支援を実践しているが、その多くが資金力不足や専門性が弱いため現地の期待に十分応えきれていない。現地住民組織やNGOのなかには、自らの取組みの成功例を地域に広げるとともに、自国政府に開発モデルとして提示し開発政策に対して提言活動を行うところもある。日本のNGOは、日本からのさらなる支援が現地で如何に有効に機能するか認識がありながら、資金支援が及ばないことに対して、打開策を模索している。

国際交流・協力先進県である神奈川県内には行政をはじめ、途上国の開発に資する技術や知見を持つNGO、諸団体、個人は存在するものの、それらが連携し、質、規模においてより有効な開発協力を実施することはこれまでほとんどなかった。県内の多様な資源（人、カネ、モノ、知識、経験）を有機的に結びつけることで、途上国の社会開発、貧困削減をダイナミックに実現する開発協力が可能となる。地域開発の現場ではすでに現地住民、住民組織、NGO、自治体との連携による取組みは少なくない。支援する側受け取る側双方の地域の主体性を尊重した開発協力はODAでは決して実施できないきめのこまかいものになる。

時代の推移の中で、現在埋もれつつある、あるいはすでに埋もれてしまったものを含む神奈川の知的資源（さまざまな分野の技術、経験）のなかには、途上国の地域開発、生産にとって今こそ必要とされるものが多いと考えられる。

神奈川が持つ資源を掘り起こし、再評価、再活用することは県民の活力再生につながる。

多くの県民、グループ、団体が途上国の貧困の現状を知り、寄付行為などを通してその解消に役立つと考え、実践する場合、現在その委託先はほとんどが国連児童基金（UNICEF）などの国連機関や日本赤十字社（日赤）などであり、援助の効果を知る手段は間接的なものとなっている。一方、自治体とNGO、諸団体が協働で行う地域主体の国際協力は、現地住民、NGO、自治体関係者を県内各地域に招いての報告会・交流会の開催、さらには、県民の現地訪問（スタディツアー、ボランティア、交流など）が可能であり、誰もが国際協力への参加を直接実感できる。

これまで県内のNGOは、支援先の住民やNGOが、伝統的な暮らし方、生産方法を大切に、地域の生態系や環境を守りながら持続可能な発展をめざしていることから多くのことを学び、私たち自身の生き方、暮らし方を顧みるとともに、日本と現地との関係や国際社会の現状を問い直す機会としてきた。そしてこの学びを学校現場や県民への開発教育、またODA政策提言活動などに反映させてきた。住民主体の自治体間国際協力の実施は、こうした活動をさらに充実、発展させるものとなり、県民が多文化・多民族理解を深めることにつながる。外国籍県民、外国にルーツをもつ県民が増え県の国際化が日々すすんでいるなかで、彼らの文化・歴史を知り、来日の経緯や日本での暮らしの現状を理解することは、人びとの相互理解を基盤とした真の多文化共生社会を実現することとなる。

こうした観点からも直接的な途上国支援は神奈川県国際施策にとって欠くことができない。

(8) ミレニアム開発目標 (MDGs)

第3期最終報告 p25 4 参考資料(1)用語解説 ウ【ミレニアム開発目標 (MDGs)】参照

2000年9月の国連ミレニアムサミットで世界各国の首脳は、それぞれの国が平和、人権、民主主義、強力なガバナンス、環境の持続可能性、貧困撲滅のための国際的取り組みを強化し、人間の尊厳、平等、公平の原則を推進することを公約し、ミレニアム宣言として採択。このミレニアム宣言を達成するためのロードマップ(工程表)としてミレニアム開発目標 (MDGs) がまとめられた。

目標 1 : 極度の貧困と飢餓の撲滅

目標 2 : 普遍的初等教育の達成

目標 3 : ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上

目標 4 : 乳幼児死亡率の削減

目標 5 : 妊産婦の健康の改善

目標 6 : HIV/AIDS、マラリア、その他の疾病の蔓延防止

目標 7 : 環境の持続可能性の確保

目標 8 : 開発のためのグローバル・パートナーシップの推進

実施イメージ

住民主体の自治体間国際協力の取り組みを検討する会議の設置

- ・ 検討会議は県民、NGO、諸団体(企業、労働組合、大学・研究機関、協同組合など)に所属する個人、県職員などで構成する。
- ・ 会議では、各委員の知識、経験、考えを共有し、さまざまな観点から県をベースにした住民主体の自治体間国際協力の可能性を探る。
- ・ 国際協力の内容は、途上国地域住民の経済的自立、生活向上のための協力(生活改善、保健・医療、環境保全、資源再生・管理、識教育、職業訓練、ゴミ処理など)など。
- ・ 実施主体としての「かながわプラットフォーム(仮称)」設立を検討する。
- ・ 現地、神奈川の両者で共に学びあい、支えあう関係を築く視点を重視する。
- ・ その他
 - 企業と大学・研究所は産業技術センターのデータベースを活用する
 - 外国籍県民の出身国との関係性を生かす
 - 企業のCSRの観点から協力の可能性を探る
 - 関心団体へのアンケート、ワークショップなどの実施を経てプロジェクト内容をつめる

より良い協働のための体制づくり

<提言の趣旨>

近年、県が力を入れて、NGOや外国籍県民団体等との「協働」の取組みは、地域が持つ潜在的な力を引き出し、新たな可能性を呼び起こすための方策として、大いに期待できるが、協働事業の実施をよりスムーズなものとし、その可能性を最大限に引き出すためには、組織体制のあり方についても、ここで今一度、見直す必要があるように思われる。特にNGOの目から見たとき、協働のパートナーとしての行政には、いくつかの課題があることがよく言われている。そこで、それらの課題を解消し、より良い協働を実現させるため、以下のような取組みを提言したい。

提言10 県職員の研修内容の充実について

県職員が、地域の国際化の現状と、県がこれまで行ってきた国際施策の歴史と意義を正しく理解し、外国籍県民やNGO等と協力・連携しながら事業を進めていくための共通認識を持つことができるよう、研修の内容を充実させる。

<理由・背景>

県では、1970年代の初めから、全国に先駆けて、「民際外交」「内なる国際化」「民際協力」「非核宣言自治体」等の取組みを積極的に推進し、行政とNGO、外国籍県民が相互理解の上で、協力・連携しながら様々な事業を進め、多大な実績をあげてきた歴史がある。

しかし、県職員は、多くの場合3年程度で異動してしまい、引継ぎも十分な時間をかけて行われないため、関連部署においても、過去の貴重な経験が十分に引き継がれていないケースがしばしば見受けられる。

特に、県民部国際課においては、多文化共生の地域社会の実現に向けて、NGOや民族団体等と協働で事業を進めていくことが不可欠であり、担当職員には、正しい歴史認識と県の国際施策の経緯を熟知した上で仕事に取り組むことが望まれる。

実施イメージ

次のような経験者を講師として、県職員の研修会を実施する。

- 国際課(国際交流課)で、韓国・中国との友好提携事業、「たみちゃんシリーズ」他の啓発冊子の制作、非核宣言自治体会議、外国籍県民かながわ会議、NGOかながわ国際協力会議、あーすフェスタかながわ等の事業の立ち上げに関わった県職員(OB)
 - 上記のような事業に、NGO、民族団体等の立場から関わった関係者
- 国際課職員が、地域の国際化の「現場」を知るため、次のような場所を訪ね、外国籍県民やNGO関係者と意見交換を行う研修会を実施する。
- 川崎市おうひん地区 ・ 横浜市鶴見区潮田地区 ・ いちよう団地とその周辺地域
 - 国際協力や地域の国際化に関わる活動をしているNGOの事務所

提言11

県職員の異動期間の見直しについて

県職員の異動の期間（原則として3～4年）を見直し、特にNGO、民族団体、市民団体等と協働で取り組む事業を担当する職員については、6～8年の間、責任を持って仕事に取り組めるようにする。

<理由・背景>

近年、行政と市民団体等による「協働事業」の重要性が広く認識され、県においても、そうした取組みには特に力を入れているが、協働で事業を進めるためには、相手方との信頼関係や、取り組む課題や事業の経緯についての十分な知識と理解が不可欠であるため、従来の公務員の仕事のように「人が替わっても同じように」進めることが難しい性質がある。

しかし、県職員は、多くの場合3年程度で異動してしまうため、関連部署においても、経験が十分に引き継がれず、NGOや外国籍県民は、担当職員が替わるたびに、また最初から経緯を説明しなければならず、しかも、それまで国際分野にまったく縁のない仕事をしてきた職員を相手にせざるを得ないことも多いため、協働で事業を進めようとする際に不必要に時間と労力を消耗させられるという問題が繰り返し起きてきた。

NGO、民族団体、外国籍県民等と「顔の見える」関係を築き、相互理解と信頼関係の上に立って事業を進めていくためにも、現在の異動システムを見直し、担当職員がある程度の長期（6～8年程度）にわたって、責任を持って仕事に取り組むことができるようにすることが求められている。

そうしたことが、県職員一人ひとりの「やる気」にもつながり、協働の相手方となるNGO、民族団体、外国籍県民等の信頼を得る上でも必ず効果をもたらし、協働事業のさらなる発展、充実が実現するものと期待される。

実施イメージ

県職員の異動頻度について、NGO関係者、外国籍県民、(財)かながわ国際交流財団職員、県職員の意識調査(アンケート)を実施し、異動のあり方(頻度)を見直すためのデータを得る。

上記の調査結果に基づき、県職員の異動を、特にNGO、民族団体、市民団体等との協働事業を担当する職員については、6～8年程度とする方向で見直す。

提言12 外国籍職員の積極的な任用について

県は、多様な国籍、文化を持つ人々の力を活かし、真の多文化共生社会を築くため、外国籍の人々を県職員及び県立学校教諭として積極的に任用する。

＜理由・背景＞

神奈川県では、職員の採用に関し、既に一部の職種を除いて国籍条項を撤廃しているが、実際に県職員として働く外国人は、まだ決して多いとは言えない。「多文化共生」の理念を掲げ、外国籍県民と共に地域社会づくりを進めようとしている県民部国際課でさえ、外国籍の職員は、ほとんどいないのが現状である。

しかし、多文化共生の社会づくりを進める上で、外国籍県民の「当事者」としての視点が非常に重要であることは、言うまでもない。また、外国人の持つ豊かな文化や経験、多様な価値観を活かすことによって、いわゆる「神奈川力」が、より一層、高まることが期待される。

学校現場においては、真の国際理解を進め、子どもたちが地球市民としての豊かな感性を身に付けるためにも、外国人が、国際理解教育のゲストとして招かれるのではなく、子どもたちと日々接する教師として活躍することが期待されている。それは、同時に、同僚となる日本人の教師にとっても、多様な価値観、ものの見方にふれる機会が増えることになり、多文化化、価値の多様化が進み、従来のやり方では対応が難しくなっている教育現場において、教師が新たな状況に対応できる力を身に付けることにも資すると考えられる。

地方公務員の外国人採用については、1953(昭和28)年、内閣法制局の見解により、国家統治作用に関係するポストには外国人の任用は認められないとする「公務員に関する当然の法理」に基づく国籍要件があり、教員の採用についても、この考えを基礎とし、文部省教育助成局長通知(平成3年3月22日)により、「教諭」ではなく、学校運営への参画ができない「常勤講師」として採用するよう指導されているが、これは、様々な文化、民族が互いに認め理解し、共に生きる社会を作るため県が策定した国際施策推進指針で掲げている「多文化共生の地域社会づくり」の実現などとは相容れないものである。

共生、理解、平和、協働は、それぞれの立場、見解の相違があっても平等に機会が与えられた上で初めて実現に繋がるものである。外国籍住民の県職員、教員への任用は、外国籍住民の就職差別問題を解決し、真の「多文化共生」社会を実現していく上で、県内はもとより、多くの自治体や地域のモデルとなる、非常に大きな意義を持っている。

実施イメージ

県は、国に対し、「公務員に関する当然の法理」に基づく国籍要件に関する見解を見直し、文部省教育助成局長通知を改めるよう要請する。

県は、県人事委員会、教育委員会、外郭団体、関連団体などに、外国籍の県職員、県立学校教諭の積極的な任用を呼びかけ、実現へ向けての具体的なプログラムを策定する。

提言以外に協議された事項

日本語学習に関する情報の提供について

- ・ (財)かながわ国際交流財団が、ホームページで県内の日本語教室などのデータベースとしてまとめた「かながわ日本語学習マップ」を紹介するなど、情報は提供されているが必要な情報は必ずしもボランティアや学習者に届いていないのが現状である
- ・ 生活に密着した情報（例：自動車運転免許取得に必要な日本語習得）など日本語学習者にとって必要性の高い具体的な目標に効果的な情報を提供することはできないか
- ・ ボランティアグループが日本語教室等で教える生活に密着した情報等を県が提供した場合、県が日本語教室等の評価をしているともとられかねないため、提供する情報を客観的に判断することは難しいのではないか
- ・ 日本語を学びたい外国籍県民が必要な情報を効果的に提供する方法として、福祉の分野に見られる民生委員やケースワーカーなど、学習者（相談者）のニーズに応えられる人材を配置した方がよいのではないか
- ・ ボランティアグループが既存のデータベース等を活用してお互いにアンテナを張って横の連携を図ればよいのではないか
- ・ (事務局)文化庁の「文化審議会国語分科会日本語小委員会」において、都道府県の役割として日本語教育をコーディネートする人材を配置するといったことが審議されている

「日本語学習に関する情報の提供について」は、すでに提供されている情報を必要としている人に効果的に提供し、人材の配置や日本語教室同士の情報交換の必要性等を引き続き協議することが望ましいとして、第5期会議では提言に至らなかったものの、協議した内容を「提言以外に協議された事項」として報告に盛り込むこととした。

かいぎ かつどうじょうきょう
会議・活動状況

ほんかいぎ かい よびかいぎ かい
(本会議12回、予備会議2回)

かい 回	かいさいび ばしょ 開催日・場所	きょうぎ ないよう 協議内容
1	2006.11.12(日) 10:50～12:40 かながわけんちよう 神奈川県庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局から会議の目的や運営方法等を説明した ・ 今後の会議日程について ・ かながわ国際政策推進懇話会会長の講話 ・ 会議に先立ち、委員委嘱式を実施
2	2006.12.23(土) 14:00～16:40 ちきゅうしみん 地球市民かながわプラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「NGOかながわ国際協力会議運営要領」の改正案及び「NGOかながわ国際協力会議傍聴要領」の策定案を説明した ・ 事務局から第1～4期の提言に対する施策化状況等を説明した ・ 委員長及び副委員長の選出について ・ 今後の協議テーマについて
3	2007.2.6(火) 18:00～20:15 かながわけんみん かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の会議の進め方について ・ かながわ国際施策推進指針及び指針関連事業に係わる平成18年度予算等について ・ 知識・情報の共有化について
4	2007.4.7(土) 10:00～12:30 ちきゅうしみん 地球市民かながわプラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知識・情報の共有を図るため、各委員及び事務局が持つ情報を説明した
5	2007.7.21(土) 9:30～12:10 ちきゅうしみん 地球市民かながわプラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1期～第4期提言の整理・確認 ・ 各委員が第1期～第4期提言を分類ごとに分析した内容を報告した
6	2007.9.8(土) 9:30～12:03 ちきゅうしみん 地球市民かながわプラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5期の提言について ・ 各委員が第1期～第4期提言の施策化状況の分析を元に第5期の提言について協議した
7	2007.11.10(土) 9:30～12:05 13:00～14:10 ちきゅうしみん 地球市民かながわプラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多文化共生を考えるワークショップ「ヌルルさんの問題」を題材に実践した ・ 第5期の提言について ・ 外国籍県民支援、教育、海外協力について委員が分担してたたき台を作成することを決定した ・ 外国籍県民かながわ会議委員との意見交換を行った ・ オープン会議を2008(平成20)年2月2日(土)に開催することを決定した

かい 回	かいさいび ばしょ 開催日・場所	きょうぎ ないよう 協議内容
8	2007.12.5(水) 18:30～20:55 かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ オープン会議を外国籍県民かながわ会議と合同で開催することを決定した ・ 提言内容を協議し、オープン会議に向けて提言案を作成することを決定した
予備	2008.1.24(月) 18:30～21:00 かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ オープン会議の役割分担と提言骨子案について協議した
9	2008.2.2(土) 12:30～15:30 地球市民かながわプラザ	<ul style="list-style-type: none"> ● オープン会議を開催 ・ 委員がこれまで協議してきた内容を提言骨子案として説明し、NGOや県民の方から意見を聴取した
10	2008.4.17(木) 18:30～20:55 かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提言内容について協議した
11	2008.7.14(月) 18:30～21:00 かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終報告案について協議した
予備	2008.8.25(月) 18:30～21:00 かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終報告案について協議した
12	2008.9.20(土) 10:00～12:00 地球市民かながわプラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終報告についてとりまとめた

1 在日外国人教育方針 - 多文化共生の教育をめざして -

(2001(平成13)年6月 大阪市教育委員会)

【はじめに】

21世紀は人権の世紀と言われ、国際的にも国内的にも人権尊重の社会の実現が求められている。

2000年12月末現在、大阪市における外国人登録人口は118,308人であり、そのうち国籍別では韓国・朝鮮が81.2%にあたる96,115人である。また、中国からの帰国者や近年の国際化の進展に伴い来日する外国人が年々増大し、民族や文化の多様性が拡大している。このような今日的状況をふまえ「多文化共生社会」の実現に向けての総合的・体系的な施策が必要である。

本市では、これまで「大阪市人権教育のための国連10年行動計画(1997年)」「大阪市外国籍住民施策基本方針(1998年)」「大阪市人権行政基本方針(1999年)」「大阪市人権尊重の社会づくり条例(2000年)」を策定した。これに基づき、「国際人権都市大阪」として様々な施策を推進している。

また、本市教育委員会では、1970年以来、学校教育指針に「在日外国人(主として在日する韓国・朝鮮人)の幼児・児童・生徒の教育」を示すとともに、「人権教育基本方針(1999年)」を策定し、日本人と在日外国人の幼児・児童・生徒が共に学び、共に生きるため、互いの人権を尊重し、ちがいを豊かさとして認め合う子どもを育てる教育実践に取り組んできた。

しかし、在日外国人に対する民族的偏見や差別意識は根強く、幼児・児童・生徒の人権を侵す差別事象や自由な進路選択を阻む排外的な事象も後を絶たない。さらに、基本的な人格権とされている自らの本名(民族名)を名ることが困難な状況が存在するなど、早急に解決すべき課題が多く残されている。

「国際人権規約」(1979年)、「児童の権利に関する条約」(1994年)は、その国に在住する外国人が《自己の文化を享有し、自己の言語を使用すること》を民族固有の権利として規定し、締約国である日本をはじめとして、当該国はその権利を尊重し、保障する国際法上の責任と義務を負うことを定めている。

国籍の如何を問わず民族的・文化的背景の異なるすべての人々が差別され、疎外されることなく、自らの民族的アイデンティティを豊かにはぐくみ合える社会をめざすうえで、自己の言語、文化および歴史を学ぶことは当然の権利であり、欠くことのできないことである。

本市教育委員会は、これらの国際条約やこれまでの諸施策をふまえるとともに、各校園で取り組んできた在日外国人教育の成果の上に立ち、今日的課題に対応するために、新たに「在日外国人教育基本方針」を策定した。これは、本市校園における在日外国人教育の基本理念とその具現化を図るための方針を示すものである。

【基本認識】

民族や文化の多様性が増えつつある社会において、「多文化共生社会」を実現することは国際人権都市大阪の重要課題である。民族的・文化的背景の異なるすべての子どもが、ちがいをちがいとして認め合い、それぞれの民族的アイデンティティを尊重し、はぐくみ合える教育の充実を図ることが肝要である。

各校園では、これまで、日本人の子どもと在日する外国人の子どもとの共生をめざす国際理解教育、また「日本語を母語としない外国人の子ども」の日本語指導や自立を図る指導、さらには在日韓国・朝鮮人をはじめ、帰国・来日等の子どもの民族的アイデンティティの保持・伸長を重要な課題としてきた。こ

これは「民族として生きる権利を保障する」ことを謳う国際条約の精神に合致するものである。

このような在日外国人教育の取り組みを一層推進するにあたっては、日本と外国とのこれまでの歴史的経緯や関係などをふり返る必要がある。

日本と朝鮮半島とは、地理的にも近く、古代より人々の往来や文化・技術の交流などを通じて密接な関係を築くなど、おおむね友好関係にあったといえる。しかしながら、1910（明治43）年「韓国併合」を機にした日本の「土地調査事業」「産米増産計画」などの植民地政策により、朝鮮半島の人々の多くが生活基盤を奪われ、仕事を求めて日本に移り住むことを余儀なくされた。さらに「創氏改名」や日本語使用の強要などによる同化政策が押し進められ、朝鮮の人々の反感を強めた。戦後、200万を越す朝鮮の人々が日本に住んでいたが、自国の独立後、多くの人々が帰国した。一方、いろいろな事情で日本に残ることを余儀なくされた朝鮮の人々は、自民族の言語や歴史、文化を取り戻す事を願って全国に民族学校を建設したが、当時のGHQの政策の下、日本政府によって閉鎖を強いられ、その後、在日韓国・朝鮮人の子どもたちの多くは日本の公立学校に就学せざるを得なくなった。その結果、在日韓国・朝鮮人に対する民族的アイデンティティをはくむ教育が再び困難になる状況が生じた。

一方、1972（昭和47）年の日中国交回復によって、1980年後半から中国残留日本人の帰国が急増するとともに、国際化の進展に伴う日系外国人をはじめ留学、就労、国際結婚など様々な事由で来日する外国人が増加している。これら帰国・来日等の子どもの教育にどう対応するかが一段と求められるようになってきている。

そのような経緯をふまえ、本市においては、学校教育指針により、すべての校園で人権尊重の精神に基づく在日外国人教育の推進を図り、共に学ぶ在日外国人の子どもたちの立場を理解することができる集団の育成に努めてきた。また、学校教育指針をより具体化するものとして指導資料や研修資料を作成し、在日外国人教育実践の一層の深化・充実を図ってきた。

とりわけ、在日韓国・朝鮮人の子どもたちの教育については、教育課程外の活動において、1948（昭和23）年「府知事覚書」に基づく民族学級や1970年代の同和教育の高まりの中での自主的な民族学級の開設以降、民族講師たちの自主的な活動や献身的協力のもと、民族学級・民族クラブをはじめ在日韓国・朝鮮人の子どもたちの民族的自覚を高める取り組みが広がってきた。さらに、1992（平成4）年「大阪市立学校民族クラブ技術指導者招聘事業」の実施により民族学級・民族クラブ設置校が80校を超えるなど、その教育実践は一層の発展と充実を見せてきた。

しかしながら、在日外国人教育の実践を進める中で「地域間格差や学校間格差」教育課程への位置付けの不充分さ」という課題が残されている。さらに、帰化による日本国籍取得の子どもや国際結婚による二重国籍や日本国籍の子どもたちの教育のあり方も今日の課題となっている。

また、帰国・来日等の子どもが日本の社会で自立して生きていくのに必要不可欠な日本語の習得を支援するために、これまで「帰国した子どもの教育センター校」や「日本語指導協力者派遣事業」などの実施により一定の成果をあげてきたが、ことばの壁や文化・習慣のちがいに起因する学力面や心情面での課題も数多く残されている。

これらの課題を克服するためには、学校教育における在日外国人教育の明確な位置付けが必要であり、特に在日韓国・朝鮮人の子どもたちの教育においては、民族学級・民族クラブと指導にあたる民族講師の役割と意義をより明確にし、指導体制の充実を図ることが重要である。また、各校園が在日外国人教育を進めるにあたって、実践研究や教材・資料の収集および作成に取り組んできた大阪市教育センターなどの関係機関をはじめ、大阪市外国人教育研究協議会、各校種教育研究会などの研究機関との連携を深めることが実践の充実・発展にとって重要である。

それが、アジアをはじめ、様々な国々への視野を広げ、多様な文化を理解し尊重する態度や異なる文化を持った人々と共に生きていく資質や能力の育成をめざす国際理解教育を充実・発展させる礎となる。

《基本姿勢》

1. 在日外国人教育は、人類普遍の原理である人権尊重の精神に基づき、民族的・文化的背景の異なるすべての人々に対する民族的偏見や差別をなくす教育である。

したがって、差別に対する科学的認識を深め、国籍、人種、民族等の如何を問わず人権尊重の教育が徹底するように努める。

2. 在日外国人教育は、それぞれの国や民族の文化・歴史などを正しく認識し、相互の立場を理解し、共に生きようとする態度をはぐくむ教育である。

したがって、国や民族による文化や風習のちがいを認め合い、相互理解を進めるとともに、国際性豊かな人間の育成が図れるように努める。

3. 在日外国人教育は、自らの国や民族・文化に対する自覚と誇りをはぐくむ教育である。

したがって、すべての幼児・児童・生徒に対して、自国への学習をとおして正しい認識を培い、民族的アイデンティティを確立する教育を進めるとともに、「本名を呼び・名のる」指導の徹底が図れるように努める。

4. 在日外国人教育は、将来に展望をもてる学力を保障し、主体的に進路を選択できる力をはぐくむ教育である。

したがって、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・養護教育諸学校の教育の一貫性を重視するとともに、進学・就職上の差別の克服を図り、将来の進路を自ら選択できるよう適切な進路指導を進める。また在日外国人の子どもが民族的立場によって不利益を受けることなく、進学や就職の機会がだれにも平等に保障されるよう強く関係機関にはたらきかける。

5. 在日外国人教育の取り組みは全市的課題であり、すべての校園で計画的・系統的に推進する。

《方針》

1. すべての幼児・児童・生徒がちがいをちがいとして認め、人権を尊重し合いながら共に生きようとする態度をはぐくむ。

すべての人々が生まれながらにして有している人間としての尊厳と、一人一人が自分らしく生きていく権利を尊重する人権教育をすべての校園で計画的・系統的に推進する。

在日外国人教育の実践、国際理解教育の実践の一層の進化と全市校園への拡大を図る。とりわけ、「本名を呼び・名のる」ことができる校園の環境づくりをはじめ、「地域間格差や学校間格差」の解消に向けた実践研究に努める。

一人一人にちがいがあることを肯定的にとらえ、ちがいを認め合い、共に生きようとする集団の育成を図るとともに、多様な民族的・文化的背景をもつ子どもたちが共に生活する場としての校園の環境づくりに努める。

世界には、多様な民族的・文化的背景をもつ人々が相互に依存しながら共に生きていることについての理解を深めるとともに、国際社会のさまざまな事象に対して広い視野をもって柔軟に物事を考え、自己の生活との関係や立場をふまえて行動しようとする意欲や態度をはぐくむ教育を推進する。

これらの教育活動を推進するため、多様な民族的・文化的背景をもつ人材の積極的な参加を求め。

2. 日本人の幼児・児童・生徒に差別を見抜く力を養い、民族的偏見や差別をなくしていこうとする意欲と態度をはぐくむ。

多文化共生を軸とする国際理解教育の充実を図り、国際社会に生きる基礎的な資質を培う。とりわけ、在日韓国・朝鮮人をはじめ、多様な民族的背景をもつ子どもが自らの民族を明らかにできるよう、日本人の子どもが史実に基づく確かな歴史認識をもつとともに、共に生きようとする態度の育成を図る。

日本人の子どもが、韓国・朝鮮人の友だちを韓国・朝鮮人として正しく認識し、在日韓国・朝鮮人の子どもが本名を名のはことは、アイデンティティの確立にかかわることであり、その意義を理解するとともに、本名を呼ぼうとする態度を育成する。

民族的差別事象に対しては、事実関係を明確にし、その背景にある民族的偏見や差別意識を見据え、校園全体での取り組みを行い、差別を許さない集団の育成に努める。

3. 在日外国人の幼児・児童・生徒の民族的アイデンティティの確立と進路指導の充実を図る。

(1) 在日韓国・朝鮮人の幼児・児童・生徒の教育の推進

民族学級・民族クラブの指導計画や指導内容の研究を進め、その充実を図る。

「大阪市立学校民族クラブ技術指導者招聘事業」の成果と課題を明確にしなが、その充実を図るとともに、民族クラブが設置されていない学校の子どもたちに対しても、そのような機会を提供できるように努める。

在日韓国・朝鮮人児童・生徒の多数在籍校に設置されている外国人教育教員加配の本来の意義をふまえ、その効果的な活用を図るとともに、少数在籍校における教育実践のあり方についても研究を深める。

「帰化」による日本国籍取得者、国際結婚などによる二重国籍や日本国籍の子どもの増大している現状をふまえた実践研究に努める。

在日韓国・朝鮮人の幼児・児童・生徒の本名を大切にするの意義を必要性に対する理解を求め、本名を呼び・名のはる集団づくりに努める。また、公簿類の本名記載を徹底するとともに、卒業証書(保育修了証)においても本名を記載し、生年月日は西暦で記入することを原則とする。

在日韓国・朝鮮人の幼児・児童・生徒が将来に展望をもてる学力をはぐくみ、自らの進路を主体的に選択できるように、きめ細かな進路指導を行うとともに、民族的立場によって不利益を受けることなく、進学や就職の機会がだれにも平等に保障されるよう関係機関に働きかける。

在日韓国・朝鮮人の幼児・児童・生徒が、より多くの民族の仲間や先輩たちと交流し、民族の文化や歴史との豊かな出会いができるよう、研究機関などが実施する全市の・地域的行事や校種別交流会の充実を図るとともに、民族諸学校との交流などに積極的に参加できるように努める。

民族学級・民族クラブ保護者会との連携を密にし、積極的な協力を得られる関係づくりに努める。

(2) 帰国・来日等の幼児・児童・生徒の教育の推進

自らの民族性を肯定的に受け止め、異なる文化的背景をもつことを積極的に表現し、そのことに誇りをもてるような環境づくりに努める。

そのため、学校の教育活動の工夫や地域との連携により、民族性の保持・伸長できる機会の提供とともに、多文化理解のための教材の整備に努める。

帰国・来日まもない児童・生徒にとって、日本語の習得とともに、自立した学校生活を送ることができる能力を身に付けることは、学力向上や自己実現を図るうえで重要な課題である。

そのため、「日本語指導協力者派遣事業」や「登録通訳者派遣事業」の充実に努めるとともに、今後も「帰国した子どもの教育センター校」のあり方や果たすべき役割について研究・検討を進める。また、日本語指導の内容や方法の研究及び教科学習に対応した日本語対訳補助教材の開発に努める。

帰国・来日等の児童・生徒の進路について、自らの多様な選択ができるよう情報提供に努めるとともに、関係機関と連携を密にし、自らの進路に希望がもてるようきめ細かな進路指導に努める。

帰国・来日等の幼児・児童・生徒の出会い、交流する場として、研究機関などが実施する全市的・地域的事務の充実に努めるとともに、民族諸学校や国際学校などとの交流にも積極的に参加できるように努める。

4. 指導体制の確立と教職員研修の充実に努める。

教職員は世界の多様な歴史、文化などを正しく理解するとともに、人権尊重の精神を基盤に差別を許さない姿勢を堅持する。

各校園での在日外国人教育推進体制の確立を図り、年間指導計画や教職員研修計画の立案、実施、評価を確実に行之、指導内容の充実に指導力の向上に努める。

大阪市教育センターにおける在日外国人教育や国際理解教育の研修を充実するとともに、大阪市外国人教育研究協議会や各校種教育研究会等との連携を図り多様な研修の実施に努める。

在日外国人教育、国際理解教育の推進を支援するために必要な基礎資料や教材、指導資料などの収集・作成、情報の発信に努めるとともに、研究機関などの一層の充実に努める。

5. 家庭・地域社会への啓発と連携の充実に努める。

各校園では、平素からあらゆる機会を通して在日外国人教育が重要な教育課題であることや教育活動に関する情報を十分提供し、在日外国人教育の推進について家庭・地域の理解と協力を得よう努める。

P T Aをはじめ社会教育関係団体や外国人保護者会などの関係団体との連携を深め、民族的な偏見や差別をなくし、学校や地域が真に多文化共生社会となりうるよう積極的な実践に努める。

《おわりに》

在日外国人教育は、多文化共生の社会をめざす教育の営みであり、日本人と外国人の双方の豊かさをはぐくみ、互いの心が響き合う人間関係や社会を創り出していくことをめざさなければならない。

また、多文化共生の社会をめざす教育は、日本人と外国人の間だけに限らず、民族的・文化的背景の異なるすべての人々が相互にちがいを認め合い、尊重し合い、共に生きていく地域社会を作り上げていく力となるよう展開しなければならない。

大阪市教育委員会は、この基本方針に基づき、国際人権都市大阪として「共生社会」の実現に向け、その果たすべき役割を明らかにして真摯に課題解決に向け取り組むものである。

平成13(2001)年6月

けんないがいこくじんとうろくしゃすうおよ すいり
 2 県内外国人登録者数及び推移

けんないがいこくじんとうろくしゃすう へいせい ねん がつ にちげんざい
 県内外国人登録者数(2007(平成19)年12月31日現在)

こくせきすう こく
 国籍数166カ国

	全国籍 合計	中国	韓国・朝鮮	フィリピン	ブラジル	ペル-	米国	インド	タイ	インド	英国	カボニア	インドネ	アラブ	その他 153カ国
県合計	167,601	47,697	34,742	18,802	13,756	8,783	5,541	5,202	4,421	3,028	1,943	1,529	1,635	1,417	19,105
横浜市	74,349	27,889	16,171	7,183	3,695	1,708	2,703	1,613	1,461	1,250	1,037	377	691	109	8,462
鶴見区	9,148	2,396	1,944	1,031	1,571	528	131	87	121	211	41	4	89	0	994
神奈川区	4,526	1,882	1,168	400	93	41	133	34	65	80	52	13	66	2	497
西区	2,722	1,311	682	213	22	40	58	8	50	31	36	0	27	0	244
中区	15,139	7,218	2,920	970	171	45	930	33	259	328	470	25	54	1	1,715
南区	7,049	2,810	2,033	1,038	27	66	113	49	246	34	46	9	54	3	521
港南区	2,123	708	572	302	77	23	68	43	62	15	30	0	24	1	198
保土ヶ谷区	3,862	1,904	783	358	32	3	98	41	65	112	32	16	62	12	344
旭区	2,205	790	498	286	22	32	75	76	63	4	20	82	24	10	223
磯子区	3,465	1,409	726	299	383	163	98	11	54	42	26	2	25	1	226
金沢区	2,674	699	481	207	269	434	108	86	50	22	25	2	36	0	255
港北区	5,156	1,422	1,226	505	164	52	274	73	121	100	95	0	53	2	1,069
緑区	2,390	895	423	346	203	51	57	24	46	32	18	3	34	10	248
青葉区	3,515	1,037	989	217	50	38	237	13	66	53	64	2	47	1	701
都筑区	2,553	487	537	272	260	27	97	45	43	66	33	1	17	2	666
戸塚区	3,160	1,267	538	323	265	83	110	107	55	94	20	10	38	8	242
栄区	1,003	301	256	115	31	9	60	82	27	8	16	1	4	1	92
泉区	2,343	898	196	144	37	36	34	645	31	10	5	130	15	40	122
瀬谷区	1,316	455	199	157	18	37	22	156	37	8	8	77	22	15	105
川崎市	30,592	8,885	9,376	3,871	1,375	608	782	512	578	990	331	34	325	12	2,913
横須賀市	4,942	695	1,061	1,197	436	405	443	106	103	13	31	10	52	1	389
平塚市	4,906	633	499	695	1,245	248	67	163	126	20	10	244	57	211	688
鎌倉市	1,210	196	381	82	20	11	172	9	27	8	65	0	13	2	224
藤沢市	6,292	983	911	452	974	861	208	364	252	51	110	47	88	28	963
小田原市	1,796	460	386	333	267	45	46	27	35	4	27	1	20	3	142
茅ヶ崎市	1,545	315	372	246	126	42	86	19	39	13	49	10	29	0	199
逗子市	402	49	121	47	4	3	71	0	10	2	20	1	1	0	73
相模原市	10,719	3,097	2,018	1,703	537	314	302	219	372	187	89	286	119	137	1,339
三浦市	229	45	50	50	2	0	22	1	3	0	2	0	31	0	23
秦野市	3,576	598	237	142	920	443	46	309	66	12	19	85	25	158	516
厚木市	5,777	906	584	527	661	1,032	72	570	171	170	22	92	23	234	713
大和市	6,551	1,048	1,095	829	409	1,263	131	482	223	81	21	160	26	140	643
伊勢原市	1,532	355	140	192	235	91	33	195	44	30	10	14	3	8	182
海老名市	2,052	345	304	178	211	194	56	114	156	84	34	13	6	46	311
座間市	2,640	436	390	422	243	162	124	85	137	33	25	9	20	31	523
南足柄市	351	79	56	30	121	7	4	3	7	0	3	1	0	0	40
綾瀬市	3,178	230	198	175	1,008	225	49	283	392	39	3	71	23	265	217
葉山町	245	21	40	22	1	2	59	0	7	9	22	0	5	1	56
寒川町	687	50	63	80	148	69	10	77	36	6	1	0	28	1	118
大磯町	133	23	30	27	2	1	14	0	10	0	2	0	1	4	19
二宮町	175	22	23	25	36	8	14	0	3	8	2	4	1	1	28
中井町	112	7	10	8	40	38	0	0	0	0	0	0	0	0	9
大井町	72	28	13	10	15	1	1	1	2	0	0	0	1	0	0
松田町	61	16	10	10	8	0	1	0	2	0	0	0	1	1	12
山北町	45	13	6	13	1	0	1	5	5	0	1	0	0	0	0
開成町	135	25	16	32	40	11	2	0	2	0	1	0	1	0	5
箱根町	138	21	22	20	39	4	8	0	1	6	3	0	6	1	7
真鶴町	63	33	12	9	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	6
湯河原町	317	36	103	70	9	64	6	0	4	0	2	0	1	0	22
愛川町	2,759	156	43	118	915	923	7	45	146	12	1	70	37	23	263
清川村	20	2	1	4	11	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0

外国人登録者数の推移（単位：人）

	1985年	1990年	1995年	2000年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
県合計	47,279 (100.0)	77,351 (163.6)	104,882 (221.8)	123,179 (260.5)	149,012 (315.2)	152,273 (322.1)	157,947 (334.1)	160,600 (339.7)	167,601 (354.5)
増減数(*1)	5,615	30,072	27,531	18,297	7,698	3,261	5,674	2,653	7,001
増減率(%)(*2)	13.5	63.6	35.6	17.4	5.4	2.2	3.7	1.7	4.4

()内は1985年を100とした場合の指数

(*1)(*2) 1985年～2000年は5年ごとの増減数および率、2003年以降は前年と比較した増減数および率

外国人登録者の国籍数の推移

	1985年	1990年	1995年	2000年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
県合計	100	119	153	154	159	162	166	165	166
増減数(*3)	3	19	34	1	4	3	4	-1	1

(*3)1985年～2000年は5年ごとの増減数、2003年以降は前年と比較した増減数

外国人登録者数の上位5カ国の推移

		1985年	1990年	1995年	2000年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
1位	登録者数(人)	韓国・朝鮮 30,337	韓国・朝鮮 33,443	韓国・朝鮮 32,960	韓国・朝鮮 33,453	中国 37,075	中国 38,198	中国 40,711	中国 43,355	中国 47,697
	構成比(%)	64.2	43.2	31.4	27.2	24.9	25.1	25.8	27.0	28.5
2位	登録者数(人)	中国 7,230	中国 13,806	中国 20,175	中国 27,389	韓国・朝鮮 34,316	韓国・朝鮮 34,092	韓国・朝鮮 34,205	韓国・朝鮮 34,317	韓国・朝鮮 34,742
	構成比(%)	15.3	17.8	19.2	22.2	23.0	22.4	21.7	21.4	20.7
3位	登録者数(人)	米国 2,943	ブラジル 8,143	ブラジル 14,471	ブラジル 12,565	フィリピン 16,490	フィリピン 17,657	フィリピン 17,643	フィリピン 18,247	フィリピン 18,802
	構成比(%)	6.2	10.5	13.8	10.2	11.1	11.6	11.2	11.4	11.2
4位	登録者数(人)	フィリピン 968	フィリピン 4,040	フィリピン 7,648	フィリピン 12,040	ブラジル 14,203	ブラジル 14,217	ブラジル 14,630	ブラジル 13,743	ブラジル 13,756
	構成比(%)	2.0	5.2	7.3	9.8	9.5	9.3	9.3	8.6	8.2
5位	登録者数(人)	英国 710	米国 4,035	ペルー 6,110	ペルー 6,920	ペルー 8,218	ペルー 8,419	ペルー 8,842	ペルー 8,661	ペルー 8,783
	構成比(%)	1.5	5.2	5.8	5.6	5.5	5.5	5.6	5.4	5.2

3 NGOかながわ国際協力会議設置要綱

(設置目的)

第1条 NGOの県政参加を推進し、県とNGOとの連携の強化を図るとともに、県内NGO間の連携の強化を進めることを目的として、NGOかながわ国際協力会議(以下「NGO会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 NGO会議は、NGOとしての立場から、次に掲げる事項について協議を行い、知事に提言を行うものとする。

- (1) 県の国際政策に関すること。
- (2) 県とNGOとの連携に関すること。
- (3) 県内NGO間の連携に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項。

(構成等)

第3条 NGO会議は、次のいずれにも該当する団体に所属する者で、所属団体の推薦を受けた者の中から、知事が委嘱する委員10人以内で構成する。

- (1) 県の国際政策に関する分野である地域の国際化、国際交流、国際協力又は平和のいずれかの分野で、非営利の公益活動を主な活動としている団体。
 - (2) 県内に事務所のある団体、県内で活動する団体、又は会員の多数が県民である団体。
- 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 委員は、1期に限り再任されることができる。
 - 委員は、公募により選任することとし、その方法は別に定める。

(委員長及び副委員長)

第4条 NGO会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 委員長は、NGO会議を代表し、会務を総理する。
- 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営等)

第5条 NGO会議は、委員長が招集する。

- NGO会議は、委員の自主的な運営により、行われるものとする。
- NGO会議は、原則として公開とする。ただし、NGO会議の決定により、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 委員長は、2年間の任期中の協議をまとめて、知事に報告及び提言を行う。

(委員の責務)

第6条 委員は、第1条に定める設置目的のために職務を遂行し、自らが属している団体の利益のみを追求するものではない。

2 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(推進体制)

第7条 知事は、第5条第4項の規定による報告及び提言を受けたときは、これを公表する。

2 知事及びその他の執行機関は、NGO会議の運営に関し協力するよう努めるとともに、NGO会議の報告及び提言をできる限り尊重する。

3 NGO会議は、その協議のために必要と認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。知事及びその他の執行機関は可能な限り、NGO会議の要請に対応するものとする。

4 知事及びその他の執行機関は、NGO会議の運営並びにその報告及び提言の施策化について、市町村に協力を求め、その連携に努めるものとする。

(庶務)

第8条 NGO会議の庶務は、県民部国際課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、NGO会議の運営について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

4 NGO かながわ国際協力会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、NGO かながわ国際協力会議設置要綱第9条の規定に基づき、NGO かながわ国際協力会議(以下「NGO 会議」という。)の運営について必要な事項を定める。

(開催等)

第2条 NGO 会議の開催回数は、1年に8回程度とする。

2 NGO 会議の開会、閉会、休憩等は、委員長が宣言する。

3 委員の代理出席は、原則として認めない。ただし、NGO 会議の決定により、やむを得ないと認められる場合はこの限りではない。

(傍聴)

第3条 NGO 会議の傍聴に関する事項は「NGO かながわ国際協力会議傍聴要領」において定める。

(部会)

第4条 NGO 会議には、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長がNGO 会議に諮って設置する。

3 部長は、当該部会に属する委員の互選により定め、その部会の事務を統括し、部会の審議経過及び結果を委員長に報告する。

(県内NGO等との連携)

第5条 NGO 会議の運営にあたっては、協議内容等について、積極的に県内NGO に周知するとともに、必要に応じて県内NGO との意見交換及び意見集約を行うフォーラムやシンポジウムを開催して幅広い意見の集約に努める。

2 NGO 会議の運営にあたっては、別に定める外国籍県民かながわ会議、かながわ国際政策推進懇話会等との協力・連携を図る。

3 NGO 会議の庶務については、財団法人かながわ国際交流財団と協力して行う。

(解嘱の申出)

第6条 委員長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、知事に委員の解嘱を申し出ることができる。

(1) 自己の都合により辞職の意思を表明したとき。

(2) 心身の故障その他の事由により職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(3) 委員の所属している団体が、NGO かながわ国際協力会議設置要綱第3条第1項の要件に該当しなくなったとき又は委員が所属団体の構成員でなくなったとき。

(4) 職務上の義務違反があるとき。

(補充の申出)

第7条 委員に欠員が生じた場合、委員長はNGO会議に諮って、その補充を知事に申し出ることができる。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長がNGO会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、平成10年11月21日から施行する。
- 2 平成10年度のNGO会議の開催については、第2条第1項中「4回程度」とあるのは、「2回程度」とする。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年12月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

5 N G O かながわ国際協力会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、N G O かながわ国際協力会議(以下「N G O 会議」という。)の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の決定等)

第3条 一般の定員は、10人以内とする。

2 N G O 会議の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は先着順により傍聴人を決定する。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 決定した傍聴人以外の者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(秩序の維持)

第7条 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 委員長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(実施細目)

第8条 この要綱に定めのない事項は、委員長がN G O 会議に諮って定める。

附 則

この要領は、2006年12月23日から施行する。

いいんめいぼ
委員名簿

ぶんや分野	しめい氏名	しよぞくだんたいめい所属団体名	だんたいしよざいち団体所在地
地 域 の 国 際 化	きのした よしひと 木下 理仁	かながわ かいほつきょういく かながわ開発教育センター (K-DEC)	よこはまし 横浜市
	さかい たつお 酒井 達男	ボランティアグループ やまとにほんごきょうしつ 大和日本語教室	やまとし 大和市
	べい あん 裴 安	とくていひ えいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人 かながわ がいこくじん かながわ外国人すまいサポートセンター	よこはまし 横浜市
国 際 交 流 ・ 国 際 協 力	おまた のりゆき 小俣 典之	とくていひ えいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人 FHCYアジア障害者パートナーズ	よこはまし 横浜市
	くわは た 桑波田 ひとみ	とくていひ えいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人 アドバイザーネットワーク神奈川	よこはまし 横浜市
	たなか しょういち 田中 祥一	とくていひ えいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人 ふれんどしっぷASIA	よこはまし 横浜市
	たに ほ しげき 谷保 茂樹	とくていひ えいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人 JECKアソシエイツ	よこはまし 横浜市
	ほんま まさる 本間 勝	くさ ね むぎ かい 草の根ネット 麦の会	よこはまし 横浜市
	まるたに しづこ 丸谷 士都子	とくていひ えいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人 ちきゅう き 地球の木	よこはまし 横浜市
	やまなか えつこ 山中 悦子	とくていひ えいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人 くさ ね えんじょうんどう 草の根援助運動	よこはまし 横浜市

いいんちやう . . . 委員長、 ふくいんちやう . . . 副委員長

NGO こくさいきょうりょくかいぎ かながわ国際協だい力会き議 (第5期) 最さいしゅうほうこく終報こく告

「かながわりょく 神奈川力たかをまな高めるば学びの場きょうどうづくりと協働しんの新モデル」

2008(平成20)年10月

NGO こくさいきょうりょくかいぎじむきょく かながわ国際協かながわけんけんみんぶこくさいか力会かながわけんけんみんぶこくさいか議事かながわけんけんみんぶこくさいか務局：神奈川かながわけんけんみんぶこくさいか県民部かながわけんけんみんぶこくさいか国際課

〒231-8588 かながわけんよこはましなかくにほんおおどり 神奈川県横浜市中区日本大通 1

でんわ 電話 045(210)3748

FAX 045(212)2753

URL <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kokusai/index.htm>